

## 意見聴取会 意見陳述申込書

天塩川流域委員会 宛

天塩川の河川整備・管理について、次のとおり意見を述べたいので申し出します。

平成 2 年 3 月 17 日

## 1. 意見陳述申込者

ふりがな  
ご 氏 名年齢 45 歳 性別  男  女

ご 住 所 芳前郡 神鍋町

## 2. ご 意 見

天塩川流域のダム問題に対する北るもい漁協の基本的な考え方を菅井委員を通じて表明しているのでその内容に加え河川工事全般について意見を述べる。

先の「ダムと漁業」の基本問題で具体例を述べなかった「冷たい水の放流」問題については石狩川水系の大雪ダムで底層に4℃前後の冷水層が夏期にから形成され無酸素層となり下流の内水面漁業に支障との指摘が内水面漁連会長からあり、天塩川の既設ダムについても懸念している。

天塩川流域の単年度の河川関連工事は、汚濁防止対策を中心に1979(S.54)年発足の「河川関係等工事連絡調整会議」で事前協議し都度、同意してきた。

一連の協議の中でサケ遡上期の水中工事停止、下流部浚渫工事でのしじみ生息域(棚)の造成、「美しい山河を守る基本方針」の徹底等を同意条件とし成果も認めるところである。

しかし、単年度工事中心で全体あるいは基本計画についての協議は少なく、結果としてしじみの赤さび問題等のようにジワジワと漁業への悪影響が顕在化してきたのも事実である。

サケ・マス資源ではサケが官民あげてのふ化放流事業により安定した資源となったが、サクラマスについては細々と続けてきたふ化事業を断念せざるを得ない状況となり、自然産卵に全面的に頼らざるを得なくなってきたおり、河畔林の保全等の河川環境修復・復元を望む。

天塩川下流域の旧河川再生によるしじみ漁場への利用は早い時期から要望をしてきたが、具体化に至っていない。

平成17年2月10日

## ダム問題に対する基本的考え方

北るもい漁業協同組合

### 1. はじめに

当漁協のサケ・マス増殖河川等は、灌漑ダムの泥捌け、ダム湖の長期濁りの継続による河川及び河口海域への濁りの影響が顕在化し、毎年、河川パトロール時に実態を点検し汚濁防止対策を要望してきた。

新規ダムについては洪水対策の緊急性から容認し、2002年10月21日に留萌管内漁協組合長会で留萌ダムの進捗状況と既設の小平ダム、羽幌二股ダムの現状を点検した。更に、天塩川本流の岩尾内ダム（既設）、サンルダム予定地、西岡ダム（新設条件付同意）についても、当漁協で2004年7月22日点検してきた。

留萌管内の漁業側との河川関連工事の事前協議体制が、これまでの天塩川水系工事とサロベツ地区農業開発事業以外の河川も対象として2004年に発足したことから、今後対応が求められる新規ダム計画も含め基本的な考え方を確認することとする。

### 2. ダムと漁業

ダムと漁業との基本問題については、1990年に水産庁が「ダムと漁業」（日本水産資源保護協会）で次を指摘している。（別添資料 参照）

- ①魚類等の過上妨害
- ②貯水過剰や迂回導水による河川流量の減少と河道の干上がり現象
- ③冷たい水の放流（ダム湖深層）
- ④ダム湖での停滞現象や水温変化による藻類等の異常発生による異臭
- ⑤ダム湖の濁りによる河川水の濁りの長期化

しかし、最近は、これらに加えて、

- ①泥捌け（底掘門開放水抜き）による微細土砂（シルト、粘土等）、泥水の放出影響
- ②土石（細砂以上）類のダム内堆積による河口付近海岸の浸食顕著化
- ③栄養塩類の珪酸（珪藻）のダム湖内珪藻類増殖での消費による下流や河口海域の栄養不足

も問題視されている。

「ダムと漁業」では対策として、魚道の設置、維持流量の確保（最低限度の常時放水）、選択取水（樋門操作による濁水の早期排出）を提示しているが、根本的には森林の保全を指摘している。しかし、緑のダムである森林とダムの関係も道内各地の事例から次の問題点が確認されている。

- ①たん水地区森林の伐採喪失による代替え措置（ミテゲーション）の考え方はない
- ②ダム管理者と集水域森林管理者が縦割りでダム湖への土砂や流木の流入の責任が不明
- ③水没工事予定地の先行伐採は、森林を含む用地買収ができず皆抜され裸地化
- ④道路切替、作業道敷設、岩石採取場の造成等を含めた更なる森林環境破壊が伴う
- ⑤ダム湖岸、流入河川部の水位差による裸地部分への植生回復の困難による土砂流出

### 3. 新設ダムへの対応

当漁協地区も含めた留萌管内の主なダムは別添の通りであるが、いずれのダムもこれまで漁業に対してプラスの点は認めがたく、むしろ、中小の砂防、治山ダムも含めて既存ダムへの魚道等の設置等の改善策が必要であると思われる。

従って、北るもい漁協は、新規ダム計画については、河川はもとより河口海域を含む漁場環境を破壊する懸念が払拭されないことから、基本的には容認しない姿勢を確認する。

以上の基本認識の下に、現在、賛否両論の中、ダム本体工事が計画されている天塩川支流サンル川のダム計画について、次の姿勢で臨むこととする。

### 4. サンルダム計画への対応

天塩川流域の河川等工事については、1979(S. 54)年発足の天塩川流域河川関係等工事連絡調整会議で事前協議し都度、同意してきた。当ダムについても漁業側の窓口である「留萌・宗谷地区サロベツ及び天塩川流域農地開発対策専門委員会」（サロベツ専門委員会）の再三の要請で1995(H. 7)年6月に基本計画の説明を受け、漁業側との協議継続を確認した。

以後、付け替え道路等の河川関連工事については、「調整会議」で協議してきたが、その後の付け替え道路工事等は、「河川に影響なし」との事業者の判断で協議は行われていない。

しかし、大規模な橋脚等工事が進行中であることを前述の2004年7月の河川点検調査で確認した。

サンルダムについても前述の各種問題点が払拭されず、大規模であるため更なる増長が予想される。

これらの問題に対して開発局側は天塩川流域委員会等で対案を示しているが、漁業側としては、天塩川水系で数少ないサクラマス生息の重要な河川であることも踏まえ、次の疑問と問題がある。

- ①巨大な魚道の効果は疑問であり根本のサクラマスの生息環境喪失の議論もない。
- ②ダムなしの2つの代替案の単なるコスト計算でのダム設置の優位性議論は疑問
- ③そのコスト計算も留萌ダムが当初の2倍に膨らんだ説明を聞いており疑問
- ④水没買収農地等に自然が回復してきており氾濫地区として利用の発想がない
- ⑤天塩川水系では同じ開発局が進めている釧路川の蛇行部や湿原の自然再生の思想が旧河川の復元に代表される再生と治水の両立が認められない

以上、サンルダム計画は從来からのダムと漁業との問題の抜本的な解決策の提示ではなく、サクラマス資源も含めた河川環境への悪影響は必至であると考える。

その他の漁業影響についても天塩川および河口海域への懸念されることからダム本体工事の同意はできない基本姿勢で臨むこととする。